

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

令和4年6月30日
尾三消防組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について毎年1回公表するものです。

【目標1】

| 目標 | 計画 掲載値 | 現状値 (令和3年度) | 目標値 |
|---|-----------|----------------|------|
| 尾三消防組合において令和8年度当初までに、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%以上とし、採用試験の女性受験者数、合格者の拡大に向け、ホームページ等を利用して仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が応募しやすい採用募集活動に努めていきます。 | 4.5% | 4.8% | 5.0% |

[取組内容]

ホームページに仕事と子育ての両立をしている女性職員の配属先や育児休業・産前産後休暇後の勤務形態を掲載しました。また、就職説明会では、女性職員が採用担当者に同行して、女性参加者の質疑に直接答えるなど、女性が応募しやすい採用募集活動に努めました。

【目標2】

| 目標 | 計画 掲載値 | 現状値 (令和3年度) | 目標値 |
|---|-----------|----------------|-------|
| 尾三消防組合において令和8年度当初までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合を8割以上とし、出産を控えている全ての男性職員に対し、管理職員による面談を行い、育児参加のための休暇の活用について必要な支援を行います。 | 59.1% | 94.7% | 80.0% |

[取組内容]

妻の出産を控えている男性職員に対し、管理職員から育児参加のための休暇の活用について説明しました。